♧♧♧　♧♧♧♧

## ～弁護士の女房のつぶやき～

負けず嫌い



やっと窓を開けて寝られるようになり、朝方のひんやりした空気に秋を感じています。この夏の暑さは今年も異常で私達人間はクタクタでしたが、庭の草は元気がよくてよく伸びました。また、雨が降りお日様が照れば草はぐんぐん生え、私はこの夏も充電式草刈機で何回も草刈りをしました。主人は私のことを「草刈真理子」と言います （笑）。▲休みの日の朝、首にタオルを巻き、長袖長ズボンに軍手、日よけの大きな帽子スタイルで私は庭に向かいます。庭に出ると、まずは配置してあるベンチ、植木鉢を動かします。それぞれにずっしりとした重量なのでこれだけで汗が噴き出ます。庭の障害物を動かしたら充電式草刈機のベルトを肩に掛けてスイッチオン。庭の隅から草を刈っていきます。素人なのでそんなに上手には刈ることができませんが、やらないよりはましです。30分くらい刈ると充電が無くなります。今度はカマの出番。地面にひざを付け両手でカマを地面にさして根元から草を引き抜きます。これが面白い。草と私の根比べのようで、根こそぎ引き抜きぬくことができると爽快です。慣れてくると、芝生の中にある草の根本がぱっと目につくようになります。我が家はあちこちに引き抜いた草の山ができています。この夏の私の成果です。▲この話を人にすると「ご主人はしないの？」とよく聞かれます。はい、我が家のご主人様は草刈りなどの面倒くさい事はしません。結婚したときは、家事を何もしない主人に「学校で男女平等って習わなかったの？」と聞いたことがありますが、今はもう諦めました～。すべて私がやって私の手柄にしています （笑）。草刈りのあとは、玄関から庭をほうきできれいにして,花に水を撒いて仕上げ。私はシャワーを浴びてゆっくりと朝ご飯を食べて新聞を読む。至福の時間です。▲先日は草刈りが全部終わらずまた今度やろうと思っていましたら、その部分が綺麗になっていました。母がしてくれていたのです。「あ～、しまった。先を越された！」と思いましたが、悔しいけれど私がするよりも随分綺麗になっています。母に感謝しつつ、暇ができるとカマを持ち庭に出て草をこつこつ引き抜いています。母に負けませんように～　笑。




樫八重総合法律事務所（法律・税理）　通信№50　令和8年　秋号

宮崎市橘通東 4-1-27 パークコート橘通 6 階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp　営業時間 9:00～18:00


# Kashiyae news


2026 年
秋　号








### リンドウ

リンドウは秋の訪れを告げる花で、上品で趣のある姿が魅力です。

全般の花言葉は「誠実な人柄」「貞節」「正義」。「誠実な人柄」とあるのは、太陽の光が降り注ぐ時だけ花を咲かせるという律儀な特徴からきているようです。

深い紫色が穏やかな気持ちにさせてくれます。今年もやっと秋になりました。



# お役立ち情報室



## 交通事故の対応と法的な解決

No.1

毎日車を運転している私たちにとって交通事故は現実的です。気を付けて運転しているつもりでもいつ事故に遭遇してもおかしくなく、また事故に遭った際の行動マニュアルは頭にいれておきたいところです。今回からは「交通事故に遭った際の対応・自動車保険・法的な解決など」についてお伝えします。

### ●交通事故発生時の対応は

#### A 事故直後に行うこと

①けが人の救護と安全確保をする…まずは人命が最優先です。状況に応じ119番に通報してください。同時に二次被害を防ぐために他の車両の進入を防ぐなど現場の安全確保に努めてください。

②警察に連絡する…軽微な事故でも警察に通報する必要があります。ケガ人がいない物損事故であっても報告義務があります。これに違反すると刑事罰の対象となりますので、軽微な場合でも必ず警察に連絡してください。

③相手の確認と情報交換を行う…事故の相手方と必要な情報を交換します。

●氏名●住所　●連絡先　●車両No.●業務中であれば勤務先情報●加入している保険会社

④現場の状況確認と証拠収集をする…事故現場の状況を詳細に記録します。携帯などで写真や動画を撮影し、事故の状況や車両の破損状況を記録してください。

#### B 事故後数日以内にすること

⑤自身が加入している保険会社に連絡する…加入している保険会社に事故発生の連絡をしてください。弁護士費用特約の利用の可否を確認してください。

⑥医療機関での診察を受ける…たとえ軽傷であっても必ず医療機関での診察を受けることが大事です。事故直後では気がつかないケガや症状が後から現われることがあるため、医師の診断を受け診断書を取得してください。

#### C 治療・症状固定・後遺障害

⑦適切な治療の継続…たとえ軽症に見えても、必ず医療機関で診断を受けることが重要です。事故直後は気付かないケガや症状が後から現れることがあります。必ず医師の診断を受け、診断書を取得してください。治療費は加害者側保険が「一括対応」してくれることが多いようです。事故から数カ月が経つと、保険会社から一方的に治療費の打ち切りを言ってくる場合があります。いつまで治療を続けるのかを判断するのは保険会社ではなく、実際に治療を行っている医師になります。治療費打ち切りの話があった段階で主治医がまだ治療が必要であると判断しているのであれば保険会社にそれを伝えてください。それでも治療費が打ち切られるのであれば、いったん自己負担に切り替えて通院を継続してください。業務中や通勤中の事故であれば労災保険、それ以外の事故なら健康保険（社会保険・国民健康保険）を使ってください。

⑧症状固定の場合…事故でけがをした場合、治療により痛みなどが改善していくのが通常ですが、症状が薬やリハビリで一時的には緩和してもまた元の状態に戻ってしまう一進一退の状態になることがあります。この状態を「症状固定」といいます。ケガが症状固定に達すると、もう治療が効いていない状態ということになります。その為、症状固定後の治療費を相手に請求することはできません。症状固定後に残った症状は「後遺障害」にあたり、ケガそのものとは別の損害項目になります。

⑨後遺障害診断書の作成…後遺障害申請にあたって一番重要なのが主治医の作成する「後遺障害診断書」です。症状固定した時点で残っている症状を記載するものになります。後遺障害診断書作成の際には、改めて関節可動域（関節の動かせる範囲）を計測するなどの検査を受けてください。また、後遺障害診断書には自覚症状を書いてもらう欄があります。診断書作成の為の診察の際にはご自身の症状をしっかりと伝えてください。特に「痛さ・痺れ」などの感覚は本人にしかわからないものになりますので遠慮なくかつ丁寧に伝えてください。なお、整骨院や鍼灸院で治療を受けた場合、病院では後遺障害診断書を書いてくれないことが多く、こうなると後遺障害認定では不利になってしまいます。したがって、後遺障害が残ると予想される場合は病院受診もされてください。

⑩事前認定と被害者請求…後遺障害を判断するのは保険会社ではなく、「損害保険料算出機構」という機関で、相手方保険会社ではありません。そちらには、後遺障害診断書と一緒に、診断書・診療報酬明細書などの医療記録を提出し、後遺障害の有無や等級を判断してもらうことになります。等級に応じて、後遺障害慰謝料・遺失利益（労働能力が低下した分の損害）の賠償を受けることができます。申請の方法には、相手方保険会社に任せる「事前認定」と、ご自身で請求をする「被害者申請」があります。相手方保険会社に任せることに不安がある方、カルテや意見書などの提出したい資料がある場合には「被害者申請」の方法をとることが望ましく、その際には弁護士に相談するのがお勧めです。「損害保険料算出機構」の認定結果に不服がある場合は、訴訟により裁判所が決めることになります。

●次回からは、任意保険付帯の「弁護士特約」などについてお伝えします。